

飯田市議会
社会文教委員会

期日：令和2年3月9日

午前9時00分

場所：第1委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 執行機関側挨拶

4 議案審査

(1) 議案第9号

「飯田市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について」

(2) 議案第19号

「公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村山村文化資源保存伝習施設）」

(3) 議案第40号

「訴えの提起について」

5 請願・陳情審査

(1) 令和2年請願第1号（新規）

6 閉会中の継続審査の申し出について

7 管内視察に係る所管事務調査について

8 管外視察に係る所管事務調査について

9 閉会

○委員長（村松まり子君） それでは、本動議は成立をいたしましたので、議員の皆様にお諮りをいたします。

委員会予備日を使って集中審議をしたいということでございましたが、委員会としてこれに御異議ございませんか。

清水委員。

○委員（清水 勇君） 今、具体的に予備日を使ってということで発言がありましたが、私としては場合によっては、あしたの内容等もあるのではないかと思いますので、それは流動的にしてもらって、今の意見は意見として出されたので、慎重に検討にして受け止めてもらって、そこら辺は予備日にやるか否かはまた委員長として検討してもらいたい。

○委員長（村松まり子君） ほかはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（村松まり子君） それでは、今、清水委員からも御意見ございましたので、この審査の日にちにつきましては、改めて皆様にお示しをさせていただきたいと思っておりますので、それによろしいでしょうか。

（挙手する者なし）

○委員長（村松まり子君） それでは、再度の集中審議につきまして、日時を後でお伝えをいたします。

それでは、この議案は審議保留ということになりましたので、次に進めてまいります。よろしく願いいたします。

それでは、議案第40号「訴えの提起について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

筒井長寿支援課長。

○長寿支援課長（筒井雄二君） それでは、議案第40号について御説明申し上げます。

3月5日付で上程いたしました追加議案のところで御確認いただければと思います。

本案は訴えの提起を行うことにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めたいとするものです。

初めに、訴えの趣旨に関しまして、これまでの状況を含め、若干ですけれども説明させていただきます。

平成28年9月13日付で締結いたしました平成28年度特別養護老人ホーム実施設計業務委託契約に関しましては、業務の協議等におきまして相手方と当方の主張の隔たりが大きく、業務の遂行に支障が生じておりました。

結果といたしまして、契約期間内に成果物が提出されなかったことから、市は契約条項に基づきまして契約を解除するとともに、契約書に規定されております契約解除に伴う違約金の支払いを相手方に求めてまいりました。当方は、主たる債務者である相手方と金銭保証人として従たる債務者であります金融機関に対しまして違約金の支払いを求めてまいりましたが、相手方は違約金の支払いには応じる姿勢を示していただかず、令和2年1月27日付で市に対し、委託料の支払い請求訴訟の提起をされております。

従たる債務者である金融機関におきましては、まずは裁判等によって債務名義の確定を行ってほしい旨の主張を頂いている状況であります。

先ほども触れましたが、市は相手方から委託料の支払いを求める訴訟を受けておりますが、これまでの経過を踏まえると、市としては相手方の主張は容認できず、裁判において市の立場を主張いたしまして、裁判所の判断を求めることといたしますとともに、市が主張します違約金の債務名義を獲得するための訴えの提起をしたいとするものです。

2の訴えの相手方及び3の支払いを求める金額につきましては、議案書記載のとおりでございます。

4の事件についての取扱いにつきましては、先ほども御説明いたしましたが、相手方からの訴訟を受けまして、これに対し、民事訴訟法第146条第1項に規定する反訴として訴えの提起をしたいとするものでございます。

なお、反訴の提起が認められない場合には、単純な訴えとして提起をしたいとしております。

また、訴訟において上記の請求が容認されない場合は上告し、相手方から違約金及び遅延損害金の納入があったときは、訴えを取り下げるとするものです。あわせまして、相手方の訴えにおいて市が上告する場合は、訴えの提起を行うものと解されまして、議会の議決を要すると判断されますため、本訴において相手方の請求が容認されたときは上訴する旨を加え、不測の事態に備え、あらかじめ議決を得るものとしたいたしております。

所管の裁判所ですが、本訴に対する反訴の場合と単純な訴えとしての反訴の場合で裁判所の管轄が変わりますことから、いずれの場合も想定して記載してございます。

説明は以上のとおりであります。よろしくお願いたします。

○委員長（村松まり子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質疑はありますか。

原委員。

○委員（原 和世君） 市役所が市民に対して提訴するというのは、尋常じゃないというように私

私たちは思うんですね。訴訟に至った理由は今御説明ありましたが、またそのことの内容について係争中だということになってきますので、説明、詳細は求めませんけれども、この訴えの趣旨の中に違約金、遅延損害金としてあります。このことの意味をまず教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（村松まり子君） 筒井長寿支援課長。

○長寿支援課長（筒井雄二君） 違約金といたしておりますのは、先ほども御説明の中で触れさせておいてありますけれども、私どもといたしますと合意の下、契約をさせていただいた設計の委託が履行されなかったという判断の下、契約を解除して、その際には契約に基づいて契約を解約させていただいておりますけど、契約の中で解除の場合には一定の違約金を支払うことという記載になっておりますので、その支払いを求めておるものでございます。

遅延損害金は、平たくというと適切かどうか分からないですけど、延滞金ということでありまして、当然必要な納入が遅れた場合には、税等でもそうですけど、延滞金を御負担いただいておりますので、今回の違約金に関してましても、いわゆる延滞金に当たる部分の御負担を頂くのが行政として適正と判断しておりますので、併せてその支払いを求めるということであります。

○委員長（村松まり子君） 原委員。

○委員（原 和世君） そうしますと、市が求めるところは、契約違反による違約金ということの考え方というふうに思います。

そこで、重ねてお聞きしますけれども、訴えの趣旨の中にもう一点、債務不履行が理由となっております。その主張についても、これから係争中なので聞きませんが、債務不履行は債権を有するという前提に市が権利を持っている、契約不履行によって違約金が発生することによって、それが支払われない場合には、その債権の主張を求めていくということで、この債務不履行についての提訴をするということも入っておりますので、そのことの意味をもう少し教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（村松まり子君） 筒井長寿支援課長。

○長寿支援課長（筒井雄二君） 今回の訴えの内容は、私どもは債務不履行で、先ほども言いましたけど、契約を解除した違約金の支払いを求めようとしております。

今回の訴えを求め部分ですけども、ちょっと債権のことについて説明をさせていただきますけれども、地方自治体といたしますとこういった債権の管理をしておるわけで、違約金ということで、その部分に関しましても私どもで支払いを求めて、債権が発生しているということでもあります。この債権につきましても、いわゆる契約に伴う債権でございますので、

私法上の債権ということで、市には特段強制的に徴収するような権限はございません。こういった私法上の債権につきましては、両者の間で何らかの合意がない場合は、最終的にはいわゆる民法の定めるところで裁判所に債権をきちっと確定していただくという必要がございます。

今回の違約金も、私どもは債権を主張しておりますけれども、相手が同意が頂けない状態でございますので、このままの状況で一定期間が経過いたしますと、時効ということで債権自体はなくなってしまいます。私どもはそういうことは避けねばならないということで、債権を確保するためには最終的には裁判所に訴えて、その裁判所の判断の下に債権があるかないかというところで確定を頂く必要があるのです、私どもといたしましては訴えるということは、その債権を裁判所のほうに認めていただくための手続ということで訴えを起こしたいということでございます。

相手方も委託料に関して訴えを起こしているということは、相手方は委託料の支払いの義務があるだろうということで、それを裁判所に仲裁を求めているということですので、それに対して市といたしましては、仮にですけれども、例えば相手方の訴えの結果が私どもに支払いの義務がないという判決を頂いたとしても、違約金の債権に関しましては確定されるものではなくて、そこで私どもが訴えを起こさずに放置をすると時効になってしまうもので、私どもとすると債権を流すということはなかなか行政の扱いとしてはできないものですから、そのことに関して訴えをさせていただきたいということですので、そういうことで御確認いただければと思います。

○委員長（村松まり子君） 原委員。

○委員（原 和世君） 分かりました。

今、契約上は債権というのは存在するということと、その債権が時効によって喪失するということが問題であると。そのことが行政として一つ課題になってしまうということなので、こういった訴えを起こすということだというふうに分かりました。結果として、起こさざるを得ないんだという状況だということだと思います。非常に残念だと思いますけれども、その一方で、市民の権利といいますか、行政としての権利を守っていくということも理解できますので。

それから、裁判所で争うことにもなってしまう状況で言いにくいこともあるかもしれませんが、これまでの市の対応で何か反省することがあったのかなかったのか、その点はどうなんでしょうか。

○委員長（村松まり子君） 筒井長寿支援課長。

○長寿支援課長（筒井雄二君） 今回の債務不履行で、結果として市といたしますと、新たに違う業者と契約をして飯田荘完成に至ったわけですけれども、結果としてその過程で半年ほど完成までに遅れておりますし、そうはいつでも私どもの事務の手間ですとか、そういったところでも事実上損害があったということと思っています。そういった損害があったということは誠に遺憾なことでありますけれども、一方で私どもとすると、相手方との折衝をする経過では、必要に応じて弁護士等とも相談を頂く中で、私どもとして判断をさせていただいている部分もあったので、誠に残念な結果だということはございますけれども、できるだけ客観的に妥当性があるという判断も内部的にする中で、進めさせていただいておったことではありますので、細かい詳細については、それこそ訴訟にも関わってくることなので、そういった部分で御理解いただければと思います。

○委員長（村松まり子君） 原委員。

○委員（原 和世君） 重ねてお聞きしたいと思います。

本件につきましては、相手方が議会に対しても文書の提出があるなどというような経過もございました。議会にも百条委員会等の設置、調査権がありますけれども、この点について執行機関としてはどのように考えますか。

○委員長（村松まり子君） 清水健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水美沙子君） 執行機関としてどう考えるかということでありまして、本件につきましては、先ほど説明いたしましたように私法上の争いでありまして、双方の主張が大きく異なっている状況であります。ですので、飯田市の一機関であります市議会において調査を行っていただくよりは、司法の場で解決を図ることが妥当であると考えておりますし、債権を保全していくためには、残念ながらほかに選択肢はないのかなと考えております。したがって、本議案を議決いただきまして、裁判の場で市の立場をしっかりと主張しまして、司法の判断を求めたいと考えておるところでございます。

○委員長（村松まり子君） 原委員。

○委員（原 和世君） 分かりました。

今回の訴訟についての経過、背景については、議会としても当面その状況、推移を見たいと思います。裁判の結果ということになりますけれども、議会としての判断はその後のこととさせていただいて、質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○委員長（村松まり子君） ほかはございませんか。

清水委員。

○委員（清水 勇君） 今、原議員からも何点か質問があったんですが、私としてもこういうよう

な形で訴訟になるということは、私としても議会としても非常に重いものだと思っております。したがって、今原議員が触れておりましたけれども、この件について社会文教委員会だけではなくて、ほかの常任委員会の関係も出てくるというような、常任委員会に出るとい
うんじゃないけど、今回の一連の内容で進め方によっては可能性がありますので、今回このよ
うな状況になったということは重く受け止めてもらって、やはり関係したところとしても問
題点をきちんと検証して取り組んでいってほしいと思いますので、その件については、やは
りまた今後ともしっかりと行政は行政なりにきちんとした対応を中のほうでは取っておいて
いただきたいというふうに考えておりますので、それは私の意見ですので、よろしく願い
いたします。

○委員長（村松まり子君） ほかはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（村松まり子君） なければ質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（村松まり子君） なければ討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（村松まり子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情審査を行います。

令和2年請願第1号「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を提出願
いたい」を議題といたします。

本請願は新規の請願でありますので、事務局に朗読させます。

筒井議会事務局次長補佐。

（筒井次長補佐兼議事係長 朗読）

○委員長（村松まり子君） 朗読が終わりました。委員の皆さんの御発言をお願いいたします。

竹村委員。

○委員（竹村圭史君） 本請願については、内容としては理解せんではないんですが、趣旨として
は理解しないではないんですけれども、ちょっと内容を見ると若干問題があるのかなあとい
うふうに思っております。というのは、請願趣旨の中に、第2段落目ですかね、厚生労働省